

三次市移住者住宅取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の定住人口の増加と地域の活性化を図るため、移住者が定住の目的をもって市内に新築等の住宅を取得した場合に、予算の範囲内において三次市移住者住宅取得奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 本市の住民基本台帳に登録された日以前2年以上本市に住民登録及び居住実態がない者であり、転入して3年を経過していないものをいう。
- (2) 定住 本市の住民基本台帳に登録され、かつ、本市に長く住むために本市に生活の本拠を有することをいう。
- (3) 住宅 市内において専ら人の居住の用に供する家屋で、自ら居住するため所有する住宅をいう。
- (4) 新築住宅 新たに建築する住宅、人の居住の用に供されていない住宅又は分譲共同住宅（建築工事完了の日から起算して1年を経過したものを除く。）をいう。
- (5) 中古住宅 第3号に規定する住宅のうち、過去に居住の用に供されたことのある一戸建て住宅又は分譲共同住宅をいう。ただし、三親等内の親族から購入する住宅は除く。

(補助対象者及び交付要件)

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に定住の目的をもって新築住宅又は中古住宅（以下「対象住宅」という。）を取得（取得に係る契約を締結した日において、移住

者の要件を満たす者に限る。) し、申請者名義の登記が完了した日から3箇月以内である者

- (2) 世帯全員が奨励金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税を完納していること。
- (3) 世帯全員が、三次市暴力団排除条例（平成23年三次市条例第18号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (4) 三次市移住者住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成27年三次市告示第249号）又は三次市定住人口増加促進に係る宅地購入・新築奨励金交付要綱（平成20年三次市告示第128号）に規定する補助金等を過去に受け取ったことがないこと。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、15万円とする。

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）

は、三次市移住者住宅取得奨励金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 住宅取得に係る契約書の写し
- (2) 位置図、配置図、立面図及び各階平面図
- (3) 申請者世帯の市町村税の滞納がないこと分かる書類
- (4) 住民票
- (5) 支払いを証明できる書類
- (6) 登記簿の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、対象住宅の所有権が共有であるときは、共有者の代表者1人が申請することとし、取得した対象住宅につき1度限りの申請とする。

（奨励金交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請について内容の審査及び必要な調査を行い、適当と認めるときは、三次市移住者住宅取得奨励金交付

決定通知書（様式第2号）により，適当でないと認めるときは，三次市移住者住宅取得奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（奨励金の請求）

第7条 前条の規定による三次市移住者住宅取得奨励金交付決定通知を受けたものは，三次市移住者住宅取得奨励金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は，前項の規定による請求を受けたときは，速やかに奨励金を支払うものとする。

（奨励金の返還）

第8条 市長は，奨励金を交付した者が，偽りそのほか不正な手段により奨励金の交付を受けたと認められた場合は，奨励金を返還させることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。